

# 出産・子育て応援事業

全ての出産・子育て世帯が安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、ニーズに即して必要な支援につなぐ「伴走型支援の充実」と「出産・子育て応援金給付による経済的支援」を一体的に実施します。

## 1. 伴走型相談支援の充実

- (1) 母子健康手帳交付時面談（妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等の確認）
- (2) 妊娠8か月前後面談（産前産後の過ごし方など）
- (3) 新生児訪問時面談（ママや赤ちゃんに関する相談や産後ケアのサービス紹介など）

※(1)、(3)の面談後に応援金の支給申請書を交付します。

※妊娠7か月頃に(2)についてのご案内（アンケート他）を送付します。

## 2. 出産・子育て応援金給付による経済的支援

- (1) 出産応援金
  - ①対象者：令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦
  - ②支給額：妊婦1人当たり5万円（多胎妊娠の場合も5万円）
  - ③支給時期：母子健康手帳交付時の面談で申請書を交付し、申請受付日の翌月末を目途に支給
- (2) 子育て応援金
  - ①対象者：令和4年4月1日以降に出生した子どもの養育者
  - ②支給額：新生児1人当たり5万円
  - ③支給時期：新生児訪問時の面談で申請書を交付し、申請受付日の翌月末を目途に支給

### ＜ 伴走型相談支援と経済的支援のイメージ ＞

